

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 20 年 6 月 18 日（水） 午前 10 時 35 分～午前 10 時 59 分
会 場 委員会室

1. 出席者

4 番 北川 広 人、 9 番 吉岡 初 浩、 1 1 番 森 英 男、
1 2 番 水野 金 光、 1 7 番 小嶋 克 文
オブザーバー 議 長、副議長、
7 番 佐野 勝 已、 1 6 番 神 谷 宏

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦辰夫、杉浦敏和、鈴木勝彦、寺田正人、
内藤とし子、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、行政管理部長、文書管理 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 追加議案について

(1) 追加議案の説明について

(2) 追加議案の取り扱いについて

2 9 月定例会の日程について

- 3 高浜市議会本会議録画媒体貸出要綱（案）について
- 4 「議会運営に関する申合せ事項」の一部改正について
- 5 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 追加議案について

(1) 追加議案の説明について

行政管理部長説明 それでは議案第46号、平成20年度一般会計補正予算第2回について御説明申し上げます。まず、補正予算書の5ページをお願いいたします。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、補正後の予算総額を123億3,598万円とするものでございます。その歳出予算の内容ですが、商工業振興費の中小企業支援事業としての高浜市信用保証料補助金では、原油、原材料高対応資金にかかる緩和措置の期間延長による申請件数の増加に伴い、1,700万円を計上いたしております。以上が一般会計補正予算の概要です。よろしく御説明申し上げます。

質 疑 な し

市長挨拶

当局退席

(2) 追加議案の取り扱いについて

事務局説明 追加議案の取り扱いにつきましては、6月23日の本会議最終日

において、既に上程されております議案の日程がすべて終了した後に、追加議案として議案第46号を上程、説明を願って、委員会付託を省略し、全体により質疑、討論、採決の順でお願いしたいと思います。

異議なし

2 9月定例会の日程について

事務局説明 それでは、お手元の方に平成20年9月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。会期につきましては、9月2日から9月26日までの25日間とさせていただきます。告示につきましては8月25日、一般質問の締切りを8月29日の午後5時までとし、9月2日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明、一部採決の順で行います。4日及び5日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いしたいと思います。8日を第4日目としまして、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託を願い、10日から12日までの3日間において決算特別委員会の開催をお願いいたしまして、常任委員会の開催につきましては18日に総務市民委員会を、19日に福祉教育委員会を、22日に建設病院委員会を、いずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査をお願いいたします。最終日、第5日目につきましては、26日に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いをしますのであります。

異議なし

委員長 御異議もないようですので、（案）のとおり決定いたします。なお、会期及び会議日程については、7月25日発行の「議会だより」に掲載をしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3 高浜市議会本会議録画媒体貸出要綱（案）について

事務局長 この件につきましては、5月30日開催の議会運営委員会で御提案をさせていただきましたが、その際には持ち帰っていただきまして、再度御協議をお願いいたすこととしておりましたので、本日お願いするものでございます。協議をお願いする前に、その後事務局等で検討いたしました結果、それから、文書法規担当の方で旧のものを検討いたしました結果、若干修正がございますので、それを先に説明させていただきたいと存じます。お手元の資料の中に新旧対照表というものが入っておりますので、それを見ていただきたいと思います。その修正分が改めて要綱で出ておりますけど、まずこの新旧対照表で説明させていただきます。まず第1条の主旨におきまして、今までは以下（貸出し）という文章になっておりましたんですけども、やはり見直していきますと、この、高浜市議会本会議の内容を録画した媒体、これを以下録画媒体という、これの貸出しに関して必要な事項を定めると変えた方がいいということで、今回修正をお願いするものでございます。それ以後は録画媒体という言葉が今回決まりましたので、第2条以下から今までの媒体というものを録画媒体に変えさせていただいております。それで第2条第3項におきましては、第1項の媒体を録画媒体と変えさせていただくものでございます。それから、第3条はそのままでございます。第4条におきまして、今まで貸し出しの費用を決めておりませんでしたので、今回、第4条で追加させていただくというものでございます。録画媒体の貸し出しを開催する日は当該録画にかかる本会議の属する会議が終了した日から起算して7日を経過した日とするということで、最終日が終わって、それから1週間後から貸し出しを始めるということでございますので、今回ですと23日が最終日でございますので、その7日後、6月30日になるんですけども、この要綱の施行が7月1日からになっておりますので、7月1日ということで、それ以後の会議につきましては7日後ということで決めさせていただいております。それ以降、第4条が加わりましたので、以下すべて1条繰り下がりになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。それから、新第7条の貸し出しの制限におきまして、これは今までは、議長は次の各号のいずれかに該当するときは貸し出しを行わないものとするというもので

ございます。第1号、第2号は今までと同様でございます。第3号は今までと条が変わりましたので第10条、で、第4号に新しく追加いたしまして、録画媒体について貸し出しが競合するとき、これにつきましてはまた後ほど説明しますけども、当初は2セット貸し出し用のDVDを作るんですけども、それ以降、反響が多くて貸し出しが多ければまた追加いたすんですけども、すぐにできませんので、2セットを貸し出した後、競合する場合は少し待つていただくということで、この貸し出しの制限を決めさせていただいております。それ以後は条の繰り下がりでございます。それから、それ以後媒体、それから第10条の第3号におきまして、今まで高浜市議会に属することを念頭に置きということをしていただいておりますけど、これは高浜市が所有するということで、市議会を高浜市に変えさせていただいております。それ以後、録画媒体は同じでございます。それと第12条、先回も質問ございましたんですけども、相当額の対価とか現品というものに関しまして、現品というのを見直しをさせていただきます。当該録画媒体と同程度の機能を有する未使用の媒体、現品といいますが、それはもう紛失してありませんので現品というのはおかしいということで、当該録画媒体と同様の機能を有する未使用のものということで変えさせていただいております。相当の対価というのは、買った値段というものでございますので、例えば150円で買ったDVDの媒体なら150円を賠償することによってさせていただいております。それから付則におきまして、前は20年6月定例会録画媒体となっておりますけれども、これを正式に平成20年6月高浜市議会定例会分以降の録画媒体を貸し出すということでございます。それから、3枚目にあります別記様式を、中の条文変わっておりますので、4条を5条に変えさせていただいております。ここに先回もちょっと話題になりましたけども、市内に在学または在勤の場合は、学校名または事業所名、これにつきましては第3条で在学在勤の方も貸し出しすることとしておりますので、このような場合は市内の学校名だとか事業所名を書いていただくというものでございます。以上で新旧対照表を見ていただきまして、この分につきましては新しい、今日お配りしました要綱に訂正をさせていただいております。それともう1点、先回の5月30日のときの御質問でございます。佐野議員の質問に対

する回答でございますけれども、DVDの複製等は厳禁であるとの文言を入れてあるかということでございますけれども、今回録画媒体を再生いたします市民生活グループと協議いたしましたところ、最初のところに複製等は禁止するという文言を入れていくということといたしております。それから、ハードディスクにも落ちないように歯止めがかかっているのかということでございますけれども、ハードディスク等への複写についてはDVD作成時において歯止めの処理ができない機種でありますので、複製は可能であるということではありますが、私どもといたしましては複製等は禁止するということをお願いしてまいりたいと考えております。続きまして岡本議員の質問に対しましての回答でございますけれども、相当の対価とはどういうものかということで、先ほどもちょっと説明させていただきましたように、条文を修正させていただきまして、紛失等した場合には、本来なら貸し出したDVDと同じものを賠償していただくものがございますけれども、同程度の機能を有しておれば認めるということでございます。ない場合は相当額の代価ということでDVDの購入金額を賠償していただくこととしております。それから、再生のための機種はどのような形式かという御質問でございましたけれども、一般的に市販されている機種で再生できるように録画媒体を作成していくので、特殊な形式以外は問題なく再生できると考えております。通常、家庭でDVD-Rに録画したものを再生すると同様に考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で先回の持ち越しの御質問と若干修正をさせていただいた分の説明でございます。よろしく御協力のほどお願ひ申し上げます。

委員長 ただ今、事務局から説明等がありました。これらもあわせて各会派から御意見を御願ひいたします。

意（４） 前回のものでの検討をさせていただいて、今、事務局から新たに変わったところの説明を受けた中で、原案どおりでよいということをお願いしたい。

意（１２） 今、説明を受けた中で、第１２条の貸し出しを受けた録画媒体紛失の場合の、相当額の代価をもつての賠償しなきやいかんという説明の中に、媒体の費用の説明のように受け止めたんですけど、実際には制作する費用等をそ

こに加えないのかどうかという点は、先ほどの説明では加えないように聞き受けたんだけど、そういうことかどうか確認と、それから、こうした賠償について、他の事例はどうなのかと、参考までに一度、一定の制作費が乗せられても、それが常識じゃないのかという気もせんでもないもんだから、確認をお願いしたいと思います。

事務局長 これにつきましては、私ども担当課といろいろと協議したんですけども、これにつきましては皆様御存知のとおり、高浜市におきましてはキャッチでこういう議会の一般質問等は放映してございません。それを補うものとしたしまして、今回このようなものを作成いたしまして市民の皆様にもそういうような議会の運営状況等を見ていただくということで、人件費、制作費等につきましては、それは上乘せをさせないと、DVDの媒体の購入単価だけをさせていただく。これにつきましても、これは別に委託をしたりするのではなく、現状の、今、議会事務局の職員が庁内に流すテレビのコントロールをしております。それを隣にございます記者クラブのDVDに落としたものを複製をするというだけで、費用的にはかかりません。ただ、担当職員がいろいろと忙しい時間を割いてやってくれますけども、人件費としては上積みということにはございませんので、その辺はなしということで考えさせていただいております。

意（12） とりあえずそれでいいかと思えますけど、もし、先々ね、こういう制度を、そんなことないと思うですけど、悪用して頻発するようであれば考えなきゃいかんということがあろうかと思えますけど、とりあえず良としたいと思います。

意（17） 今日の方の原案でいいと思えます。

意（16） 事務局案で結構でございます。

意（7） ちょっとお尋ねしたいことがあってね、10条の（3）のところね、これが前の案では高浜市議会と、今度は高浜市にということだけど、いわゆる費用負担が高浜市だから高浜市に所有権が帰ると、こういうふうに理解すればいいかね。

事務局長 それも1点ございますけれども、高浜市議会がこのようなものを所有できるかということをおちょっと検討いたしました。高浜市でございますなら、

公共団体でございますので、いろいろな財産を持てるんですけども、市議会として高浜市から財産をやっているようなことを考えまして市議会ではなく高浜市ということとさせていただきます。

意（7） わかりました。それから12条の関係、今、水野さんもおっしゃったことに私も若干同調するわけですが、CD-Rの値段というのは今、非常に安いんですよね、そうすると、1枚記念にもらっとくかと、なくしちゃったということにせやいいじゃないかというような懸念も出てくると思いますので、そういうような事がね、頻発するようならやはり考えるべきなのか、あるいは今の段階で歯止めでね、きちっとするのか、まあ、この辺はやっぱりちょっと真面目に考えた方がいいんじゃないかな。

事務局長 これにつきましても私どもいろいろ考えました。これは市民の皆様のご善意を期待いたしまして、このようにさせていただきます。他の市では御存知のとおりインターネットで動画が見れるような方法も進んで来ております。高浜市もそういうような方向に進んで行く際にはまたちょっと考えさせていただきます。

意（7） 参考までに、それならロハにしたらどうなの。

事務局長 やはりロハということになれば、私も私もということになりますので、やはりかかった費用は損害賠償していただくということは必要だというふうに私どもは考えます。

意（7） いや、無料で配れと言っとるじゃないよ。ちょっと今ね、しつこいようだけど、誤解があるといけないからね、私は紛失した場合にね、代金を求めなくていいんじゃないかという意味合いで言ったんですが、別にこだわった話じゃないからこれで打ち切ります。答弁要りません。

委員長 各会派より御意見等をいただきましたが、この要綱の案につきましては、このようにさせていただきますよろしいでしょうか。

異議なし

4 「議会運営に関する申し合わせ事項」の一部改正について

事務局説明 それでは1件御協議をお願いいたします。委員会記録の署名委員に関する件でございます。この件につきましては、5月30日開催の議会運営委員会で委員会記録に署名委員を指名し、委員会記録に署名を行なうことが決定されました。これにあわせまして、この件を別紙の議会運営に関する申し合わせ事項の一部改正案について、案の10番ですか、ちょっと読み上げさせていただきますが、10、委員会記録における署名委員について、各常任委員会及び特別委員会記録には指名された委員が署名することとする。署名委員の指名は各委員長が開会後に指名し、その数は一人とする。署名委員は原則として副委員長とし、副委員長が欠ける場合は委員長を除く最小の議席番号委員とする。のように追加したらどうかと思いますがいかがでしょうか。御協議の方をお願いいたしたいと思います。なお、御承認いただけるようであればですね、付則に平成20年5月30日から施行する旨を追加させていただきたいと思います。

委員長 この件につきましては、ただ今、事務局の説明のとおり取り扱いにすることでよろしいでしょうか。

異議なし

5 その他

意見なし

委員長挨拶

閉会 午前10時59分

議会運営委員長 署名